

質問書に対する回答について

令和3年8月5日更新

	質問項目	質問内容	回答
1	売却対象物件の分割の可能性	売却対象物件の一部の買受けを希望する内容の提案書（買受希望面積記載）は、受付対象となりますか。	実施要領に記載のとおり1区画まとめたの売却となり、一部の買受けは対象となりません。
2	売買代金の支払い	売買代金の支払いにつき、売却対象物件の近隣に有する代替地の提供と現金支払いとの組合せで提案することは可能ですか。	売買代金の支払いについては現金支払いのみであり、代替地の提供との組合せはできません。
3	提案に関する書類について	決算書類として、貸借対照表、損益計算書の他に、キャッシュフロー計算書も要望されていますが、弊社では作成しておらず、税務申告でも貸借対照表、損益計算書のみ添付しております。キャッシュフロー計算書は必須でしょうか。	キャッシュフロー計算書は必須となります。作成のうえ、ご提出をお願いいたします。
4	土地の固定資産税について	通常は売主が1月1日現在の持ち主として支払い、引渡時に買主と按分するのですが、令和4年1月1日の持ち主が蒲郡市ですので、令和4年の土地の固定資産税の按分は無い、という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。令和5年度からの課税となります。